

## 第5章

# インドにおける障害者の法的権利の確立

浅野 宜之

### はじめに

本章では、インドにおける障害者の権利保障について、司法的救済に焦点を当てつつ、1995年障害者法のもつ役割と同法の課題を検討する。浅野[2009]で概要を示したように、1995年障害者（機会平等、権利保障および完全参加）法（以下1995年障害者法と略）が制定されたほか、障害者の権利保障のための法制が整備されつつある。これをふまえて、インドにおける障害者の権利保障について考察するにあたり、問題関心は次の2点にまとめられる。第1に、1995年障害者法の規定が、障害者の権利保護のためにいかなる内容で規定され、また改正されようとしているのかということ、第2に1995年障害者法をもとに、訴訟等を通じて、いかなるかたちで障害者の権利保護がなされてきたのかということである。

以上の点を検討するにあたり、主に1995年障害者法を逐条的に検討するとともに、代表的な判例について概観する。これらの作業により、1995年障害者法を通じての障害者の権利保障について、実情を明らかにすることが本章の目的である。

1995年障害者法にもとづき、さまざまな課題に関して訴訟が提起されてきたほか、同法にもとづいて設置された障害者チーフ・コミッショナーによる準司法的な救済がなされてきた。こうした司法的、準司法的救済により障害

者の権利が保障されてきたことが想定される。そこで、具体的な検討内容として、そうした救済をはかった事例のうち主なものを取り上げ、1995年障害者法のもつ意義を明らかにしたい。同時に、1995年障害者法には障害者の権利保障を進めるにあたって不十分な点も存在すると指摘されてきている。したがって、1995年障害者法の改正への動きについても概要を検討する。

本章の構成は次の通りである。第1節では、インドにおける法にもとづく権利保障について概観する。本節では、インドにおける障害者の権利にかかわる法制度について概要を示すとともに、1995年障害者法にもとづいて提起されてきたいわゆる公益訴訟の特徴と障害者の権利保障とのつながり、そして障害者チーフ・コミッショナーに対する申立てについて、制度的な特徴を概観する。第2節では、1995年障害者法について、その特徴と問題点を概観する。このなかでは、同法の改正への動きについても取り上げ、障害者の法的権利確立への展望も記す。第3節では、司法機関による権利確立の事例として、課題ごとに主な判例を取り上げ、判示された内容とともにその意義について検討する。第4節では、障害者チーフ・コミッショナーに申し立てられた事例を取り上げ、これにより保障された障害者の権利について検討する。最後に、司法機関および準司法機関による権利救済の事例をもとに、それぞれのもつ意義と課題とを考察する。以上の考察を通じて、1995年障害者法のもつ、障害者の法的権利確立についての意義と問題点とを検討することができる。

## 第1節 インドにおける障害者の権利にかかわる法制度

Dhanda は、障害とは慈善事業を招く条件とみなされ、権能や権利はそうした条件をもつ者にとっては縁のないものとされていたとし、インド憲法でさえも立法の管轄事項に関しては、「障害及び失業の救済」というカテゴリーに位置づけていたことをその例のひとつとして挙げている<sup>(1)</sup>。また、障害

が生まれる要因にかかわる法として、1988年自動車法（The Motor Vehicles Act, 1988）や1923年労働者補償法（The Workmen's Compensation Act, 1923）等が挙げられているが（Dhanda [2002: 90-91]）、障害者全般の法的権利確立というものとはいいがたい。いくなれば、障害者に対しては医療の対象としての扱われ方がなされてきたとみることができる。

そうした状況からの転換がみられ、障害者の法的権利に直接的にかかわる法令が制定されるようになった。そのような法令としては、第1に1995年障害者法があり、そのほかに1992年インドリハビリテーション協議会法（The Rehabilitation Council of India Act, 1992: 以下1992年リハビリテーション法と略）、1999年自閉症、脳性麻痺、知的障害および重複障害がある者の福祉のための信託に関わる法（The National Trust for Welfare of Persons with Autism, Cerebral Palsy, Mental Retardation and Multiple Disabilities Act, 1999: 以下1999年福祉信託法と略）がある。

1992年リハビリテーション法は、リハビリテーションの専門職養成や認定にかかわる組織としてリハビリテーション協議会を設置することを定め、また、当該専門職の登録に関して規定したものである。

1999年福祉信託法は、表題に掲げられた障害がある人々が、できるかぎり独立して、またできるかぎり自由に生活できるようにするため福祉のための信託を設置し（第3条）、以下のような活動を実施することが定められている。すなわち、家族とともに生活できるように支援し、障害者の家族の生活で問題が起きたときに登録団体が援助できるように支援し、家族からの支援が得られない障害者の問題を取り扱い、障害者の両親または保護者の死亡に際して支援を行い、後見人や受託者の任命手続きを改善し、障害者の機会平等、権利保護および完全参加の実現を促進させることである（第10条）。本法にもとづいて設置される地域レベル委員会が後見人の任命手続きに関与する（第14条）。このほか、後見人の責務などについても本法において規定されている（第15条、第16条）。

そして、障害者の権利にもっとも大きくかかわっている法律が、次節で概

観する1995年障害者法である。

## 第2節 1995年障害者法

### 1. 1995年障害者法の制定

1995年障害者法は、アジア太平洋経済社会委員会（略称 ESCAP）により採択され、インドも署名国のひとつとなった「(アジア太平洋地域の) 障害者の完全参加及び平等に関する宣言」にもとづき、これを実施するために制定された法律である。

同法の制定の際に提出された「目的及び理由」(Statement of Objects and Reasons)によれば、上述の宣言への署名により、次の内容を盛り込んだ法律を制定する必要性が生じたとされる。すなわち、「障害の予防、権利の保護、医療ケアの実施、教育・訓練、雇用及びリハビリテーションにおける国の責務を明らかにすること」「バリアフリーな環境を創設すること」「開発による利益の配分について障害者に対する差別をなくすこと」「障害者に対する搾取等に対抗すること」「障害者に対する機会の平等や総合的開発計画のため戦略を立てること」「社会の主流に障害者を統合するための特別規定を設けること」の6点である。

ただし、1995年障害者法については、障害者の権利保障について重要な一歩をふみだしたものと評価される一方、当事者団体などからは、同法の執行が不十分な点について批判がなされたほか、同法の規定は障害者を権利主体と位置づける側面以上に、物理的・社会的障壁を除去することに重点がおかれていて、2007年10月にインドが批准した障害者権利条約の内容に照らしてみても、不満が残るといった意見がみられた。そのようななかで、障害者問題を管轄する社会正義・エンパワーメント省は、1995年障害者法の改正へと動きはじめた。

本節では1995年障害者法についての概要を示すとともに、その改正案に盛り込まれた内容についても分野ごとに記述したい。現行法の内容については、浅野 [2009a] において記述したところのものによる。なお、改正案の紹介に際しては、後述のアビディ氏から寄贈を受けた“Amendments Proposed in the Persons with Disabilities Act, 1999”という資料および社会正義・エンパワメント省ウェブサイトに掲載された改正案を用いて行う<sup>(2)</sup>。

## 2. 1995年インド障害者法およびその改正案の内容

1995年障害者法の主要な内容としては、同法上の障害者の定義、中央調整委員会などの組織、教育、雇用、アフターマティブ・アクション、非差別、障害者チーフ・コミッショナーなどに関する規定が挙げられる。以下、主要な点について概観し、その内容とかわる改正案の内容について概略を紹介する。

### (1) 定義

第2条では条文において使用されている用語についての定義が規定されている。この(i)号で、「障害」について、全盲、弱視、ハンセン病、聴覚の機能障害、運動能力の障害、精神遅滞、精神疾患の7つを挙げている。なお、2001年の国勢調査によれば、インドにおける障害者の総数は約2190万人とされ、総人口の2.13%を占めるとされている。このうち視覚障害が約1063万人、言語障害が164万人、聴覚障害が126万人、肢体障害が610万人、精神障害が226万人と類別されている<sup>(3)</sup>。そして、「障害者」については、医療機関において40%以上の障害認定がなされた者と定義されている(同条t号)<sup>(4)</sup>。

この条文に対する改正案として、もともとの法文では「障害」の対象とされていなかった、「自閉症」(autism)、「重複障害」(multiple disability)が含まれている。また、視覚障害においても障害の対象となる視力の範囲が拡大されている。このほか、新たに追加が提案されている文言としては、「重度

障害者」(Person with severe disability)があり、また、「弱視者」(Person with low vision)についても詳細な規定がなされている。上記のうち、自閉症や重複障害については前述の1999年福祉信託法に存在する規定をもとに設けられたものであり、視覚障害などにおける対象の拡大は社会正義・エンパワーメント省により設置された専門家委員会による勧告をもとに設けられたものである。

## (2) 主要な機関

中央レベルでは、まず中央調整委員会 (Central Coordination Committee: 以下 CCC と略) が設置される。CCC は、社会正義・エンパワーメント省の所轄にあって、障害問題に関する国家的な中心機関として、障害者が直面するさまざまな問題について解決するための政策を展開し続けることを促す役割が任されている。また、政府機関や NGO の活動の検討および調整、障害者が直面する諸問題にかかわる国家政策の形成、政策提言、資金援助団体との調整、公共施設のバリアフリー化の促進、障害者の平等および完全参加を実現するための政策や計画の影響に関する評価なども、その機能として規定されている (第8条第2項各号)。

このほか、中央執行委員会 (Chief Executive Committee: 以下 CEC と略) が設置され、CCC により付託された事項について執行することなどが定められている (第9条～第12条)。

上述の CCC および CEC は中央レベルの組織であるが、同様の組織が各州に設置されることが定められている (第13条～第22条)。これが州調整委員会 (State Coordination Committee) および州執行委員会 (State Executive Committee) である。

この点に関しての改正案としては、CCC をはじめとする諸機関の改編がある。すなわち、CCC を「中央諮問委員会」(Central Advisory Committee) に名称を変え、委員の構成についても変更するという提案がなされている。一部省庁の名称変更にもない記述を変更している以外に、計画委員会 (Plan-

ning Commission)の事務局長やインドリハビリテーション協議会会長、福祉信託会会長なども職権上の委員として名を連ねることが提案されている。また、政府により任命される委員として、5人が障害などの分野の専門家、5人が州または連邦直轄領を代表する者、そして9人がNGOからの代表で、できるかぎり障害がある者が挙げられている。

中央諮問委員会の機能に関しては、後述の3A編追加にともない、中央または州政府に対して障害にかかわる政策、事業、立法などについて助言することが第一に掲げられた。中央執行委員会については、中央調整および監督委員会(Central Coordination and Monitoring Committee)とし、その委員をさらに拡充するとともに、その機能についても、諮問委員会の助言にもとづく活動の監督、省庁間の調整などのように明確なかたちで示している。

これらの組織と同様のものについては、州レベルでも「州諮問委員会」「州調整および監督委員会」という名称で設置されることが提案されている。また、県レベルの障害者問題委員会を設置する規定の新設が提案されている。これは県パンチャーヤト議長をはじめとするメンバーで構成される組織で、1995年障害者法や障害者政策の実施状況についてモニタリングしたり、政府やNGOの事業を調整したりするなどの機能が付与されている。

### (3) 教育

1995年障害者法第26条は、国が18歳までの障害のある児童について、適切な環境において無償教育を受けることができるようにしなければならないと定めている<sup>(5)</sup>。同条では、普通学校での統合教育の推進(b号)や、特別支援学校の設置(c号)、職業訓練校における設備の充実(d号)について努めることが規定されている。

第27条では、ノンフォーマル教育の推進を国に義務づけており、その内容としてはパートタイム・クラスの実施(a号)、農村におけるノンフォーマル教育の実施(c号)、オープンスクールまたはオープン大学による教育(d号)、電子メディアなどを用いた授業等の実施(e号)などが挙げられている。

第28条は、教育を受けるのに必要な、補助具や特別教材などの開発を推進することを定めている。インド政府は、ADIP事業（Scheme of Assistance to Disabled Persons for Purchase/Fitting of Aids/Appliances）の下でこうした補助具などの製作および標準化に補助金を給付している。なお、本事業では教育関連の用具以外に、車いすや点字用具などの購入にかかわる補助も実施している<sup>(6)</sup>。また、第30条では、児童の送迎（a号）、学校施設におけるバリアフリー化（b号）、書籍、制服などの支給（c号）、奨学金の給付（d号）、カリキュラムの再編（g号）などを実施することを国に求めている。以上の各条文は、障害がある児童、生徒が、より教育を受けやすくするための諸方策を定めているものといえることができる。

この点に関する改正案として出されたものでは、教育に関する現行の第26条について大幅に改正し、統合教育を進めることを原則として個々の生徒の必要を満たすように進めること、重度の障害により統合教育が難しい場合には他の手段を考慮することを定めることがある。また、教育を受ける機会が保障されるよう政府は方策を講じなければならない旨を定める条文の追加や、学習障害あるいは重複障害がある児童の教育に関する条文の新設が提案されている。また、中等教育を修了していない18歳以上の者に対する遠距離教育や高等教育の環境充実についても条文の設置が提示されている。このほか、現行第29条では教師のトレーニングについて、特別支援学校などでの教育のためにトレーニングを進めることが定められているが、新規の提案では障害がある生徒・学生の教育とのみ記述し、範囲を広げることが提案されている。

なお現在、2008年教育の権利法案（Right to Education Bill, 2008）が審議の対象となっているが、これについては、学校設備に関して障害者のことが念頭におかれていないこと、障害児が「不利な境遇におかれた子ども」には分類されていないこと、自閉症児や重複障害がある子どものことをカバーしていないこと、特別支援学校を学校の定義のなかに含めていないことなどの点で批判がなされている<sup>(7)</sup>。

ハード面での充実ということであれば、現行第31条では視覚障害者につい



て筆記者をつけるべきであることが定められているのに対し、「その他の障害者」にも範囲を拡大する旨提案がなされている。これは、脳性麻痺の生徒を念頭においた提案であるとされている。

また、教育機関における3%の留保枠を設けることについて、公立の教育機関<sup>8)</sup>のみならず、政府により認可されている教育機関すべてに設定することが提案されている。現行法では、第39条で「政府による教育機関及び政府から補助金を受給しているその他の教育機関は、3%を下回らない枠を障害者に留保しなければならない」と定めている。しかし、次節で紹介する判例(All Kerala Parents Association of the Hearing Impaired vs. State of Kerala)でもわかるとおり、当該規定は同法の「第6章：雇用」の部分に規定されていて、「第5章：教育」の部分におかれていないことが問題とされていた。今回の提案は、この点を修正するためのものということができる。なお、このほかの新設条文の提案としては、障害者権利条約の第25条にもとづき、「健康管理」に関するものが挙げられる。

#### (4) 雇用

1995年インド障害者法のもうひとつの主要な柱が、雇用に関する規定である。同法第32条は、政府に対して障害者に留保することのできるポストを明確にすることを指示するとともに、当該リストを定期的に見直すことを求めている。

第33条は、政府に対し採用枠のうち3%を障害者に留保することを定めている。留保の対象となるのは全盲または弱視、聴覚障害、運動障害または脳性麻痺の3カテゴリーと定められ、それぞれにつき1%の留保枠が割り当てられる。障害者に対する公務への留保は、1995年障害者法制定に先立ち、公務員のグループCおよびDについては、雇用による充足に関しては1977年から、昇進による充足に関しては1989年から実施されている。そして、1995年障害者法の制定にともない、グループAおよびBの職位についても、雇用による充足においては留保がなされることとなった。ちなみに、これらの

カテゴリーは職種・職位による分類で、グループ A には大学講師や地方裁判所での治安判事、検察官などが含まれている<sup>(9)</sup>。グループ B は法務職員補佐、グループ C には裁判所事務職員が含まれており、グループ D には料理人、洗濯人などの現業部門が多く含まれている。このように定められている留保枠については、もしも当該年度に適当な採用者がいなかった場合には翌年に繰り越され、翌年にもまた適当な該当者がいなかった場合には、カテゴリー間の調整を行ったうえで、それでもなお障害がある者のなかに適当な該当者がいない場合、障害者以外から採用することができることになっている(第36条)。

政府は障害者の雇用の安定のために、種々の取り組みが求められている。第34条では特別職業安定局の設置が定められ、雇用主は障害者が採用されるポストに空きができた場合などにおいて、これに情報提供あるいは回答することが定められている。

また、障害者の雇用を確保するための事業として、障害者に対するトレーニングや福利厚生、年齢の上限の緩和、雇用調整などが対象の項目として挙げられている。

第41条では、公共部門、民間部門いずれにおいても、障害者が労働者総数のうち5%を占めるようにするため、何らかのインセンティブを設けることが認められている。

雇用にかかわる条文については、改正案ではあまり触れられていない。そのなかでとくに挙げるとすれば、上述の第41条では、インセンティブを与える対象を民間部門のみと限定したうえで、現行法には含まれている「その経済的能力と発展の限りにおいて」(within the limits of economic capacity and development) という部分を削除することが提案されたことがある。

#### (5) アファーマティブ・アクション

特別に標記の題目で一節が設けられている。第42条は障害者に対して補助具等を支給する事業を実施することを国に求めている。前述の ADIP 事業は

これに該当するものであり、GOI [2008]によれば、2006年度においては6億7590万ルピーが支給され、受益者は約30万人に及んだという。また、障害者が家屋、事業所や工場、特別支援学校などを建設するにあたって、土地の割当てを優先的に受けることができるという規定もある（第43条）。

改正案のなかで、貧困対策事業の留保について提案されたことが、同事業の「受益者の」3%を障害者に留保すべきである旨定めることであった。また、これと同様に、第42条において住居および商店を政府などが建築する際は、その3%を障害者に留保することが提案されている。

#### (6) 非差別

「非差別」と題された第8章では、運輸、道路、建設、公務への雇用の各場面における差別の解消について規定が設けられている。第44条では運輸に関する差別解消として、鉄道やバス、船舶、航空機へのアクセスを容易にすることおよび鉄道等でのトイレや待合室への車いす利用を容易にすることが事業者に対して求められている。この点について、近年建設されたデリーの地下鉄は、障害者に対しての設備が充実していると評価されている<sup>10)</sup>。第45条に定められる道路における差別解消としては、信号機の音声シグナル、車いすの使用を容易にするスロープ等の設置等が挙げられている。

第46条は、政府および地方公共団体に対し、公共の建物にスロープを造ること、トイレを車いす利用者仕様のものですること、エレベータなどに点字や音声のサインを付けることなどを求めている。つまり、建築物へのアクセスを容易にするということで、環境のバリアフリー化を進めるということになる。

上述の3つの条文は、社会のバリアフリー化について重要な意味をもつものであるということができる。ただしいずれの条文にも、関連政府機関の「経済的能力と発展の限りにおいて」という制限が加えられている。いずれも財政支出をとまなう部分が大きいためにこうした文言が記されているものである。ただし、同法制定にかかる財政的覚書（Financial Memorandum）では、

これらの条文は経済的能力等の限界に従うものであるが、施行にあたっての見積りでは、施行後5年間に20億ルピーの支出が必要となるものの、支出が不可能な額ではないとされている（Banergee [n.d.: 165]）。

これに対して、改正案では政府に対し、事業者に宛てて前述の取り組みを行うよう通達することを求めている。すなわち、規定の対象が変わっていることになる<sup>111</sup>。

同時に、改正案においては数カ条において現行法に含まれている「その経済的能力と発展の限りにおいて」という部分を削除することが提案された。これはたとえば、交通機関における非差別（第44条）や道路の利用における非差別（第45条）、さらには建築物における非差別（第46条）、などで挙げられており、したがって障害者のアクセス可能性を高めることについて、経済的限界に関する文言の削除が提案されている。また、これらの条文においては、時間を区切ってなるべく早期に実現することが法文上も求められている。しかも、第44、45、46条などの規定に違反したものに対しては、罰則を科することが提案されている。

なお、現行の第47条は、公務で負った障害にもとづき、免職を含む「義務からの解放」や降格をしてはならず、また、障害のみを理由として昇進が拒否されることはないことが定められている。この条文については、さまざまな不服申立ての事例において参照されている<sup>112</sup>重要なものであるが、改正案においてはとくにふれられていない。

改正案において新規に提案された条文としては、障害者権利条約第9条「アクセシビリティ」にもとづき、公務の執行において平等なアクセスを満たすべきことが定められ、また情報へのアクセシビリティについても障害者権利条約第21条にもとづいて新規条文が提案されている。

#### (7) 障害者担当チーフ・コミッショナー

障害者担当チーフ・コミッショナー（Chief Commissioner for Persons with Disabilities: 以下 CCPD と略）は、政府により任命される官職（第70条）で、障

害者が受けたさまざまな権利侵害のケースについて申立てを受理し、処理する重要な役割を果たしている。CCPD の職については第57条で規定されており、また各州におかれるコミッショナー（それぞれの州において、CCPD と同様の職務を果たす。以下 CPD と略）については第60条で規定されている。

CCPD の機能は、第58条において次のように規定されている。すなわち、CPD 間の職務の調整、中央政府により支出された基金の活用についての監視、障害者の権利保護および設備利用についての処置、中央政府に対しての報告書提出である。

第59条には、CCPD の重要な職務である、障害者の権利保護に関する措置について規定が設けられている。条文によれば、CCPD は自ら、または権利侵害を受けた者もしくはその他の者からの申立てにもとづき、障害者の権利侵害および障害者の権利保護や福祉のための法律、規則、政令、指針等の不履行について調査し、関連機関とこの問題について取り上げることができる。

CCPD および CPD は法律に定められた機能を果たすため、1908年民事訴訟法に規定されている、裁判所に付与された権限と同等の権限をもち、証人に対する出頭、書類の開示および作成請求、裁判所等に対する記録の提出請求、宣誓にもとづく証言の受理、証人または書類の調査にかかわる任命書の発行を行うことができる（第63条第1項）。また、CCPD および CPD による手続きは、インド刑法第193条および第228条に定める司法手続きとされ、CCPD 等は、1973年インド刑事訴訟法第195条および第26章における目的と関わっては、これを民事裁判所とみなす（同条第2項）<sup>43</sup>。これらの条文は第59条および第62条に定める CCPD および CPD の権限を行使するために必要なものであり、偽証または裁判所侮辱等、審理の妨害に関しては裁判所と同等のものとみなされることを示している。

改正案においても、CCPD についてはさまざまな提案がなされている。たとえば、現行第57条に定める職位、辞任および解任手続きなどについて、より詳細に規定を設けることが提案されているほか、現行の第58条に規定している CCPD の職務についても、障害者の権利をより保障するために、その

職務がより詳細に記述されている。すなわち、障害者を保護する措置について調査、監督することや、権利侵害の申立について調査すること、開発計画策定への参加などがその内容として挙げられる。

#### (8) その他

第69条は、障害者に対して設けられている優遇措置を不当に得るかまたは不当に得ようとした者に対して、2年以下の禁錮もしくは2万ルピー以下の罰金またはこれの併科により罰せられるとしている。また、第71条では、中央政府、州政府、地方公共団体またはその職員が、善意でまたは本法および本法にもとづいて制定される規則等の執行のために行ったものについては、これを提訴、訴追またはその他の法的手続きをとることはできないと定められている。

改正案では、これらの条文についてはとくにふれてはいないものの、ほかの部分の改正や新規条文の追加を提案している。たとえば、障害者権利条約第3条「一般原則」にもとづき、障害者のエンパワーメントのために政府機関、地方機関は必要な措置を執らなければならないという規定を提案し、その具体的な対象事項として、尊厳や個人の自律の尊重、非差別、完全かつ効率的な社会参加、人間の多様性のひとつとしての差異の尊重、機会均等、アクセシビリティ、男女平等、障害児の能力への尊重が挙げられている。また、現行の第25条において政府機関や地方機関は「その経済的能力と発展の限りにおいて」障害の発生を防ぐために諸方策をとらねばならないと定めているのに対し、経済的限界に関する文言を削除することが提案されている。

このほか、現行の第66条「政府及び地方機関は、その経済的能力と発展の限りにおいてリハビリテーションを実施しなければならない」という規定について、やはり経済的限界にかかわる文言を削除するとともに、現行第42条の障害者に対する支援に関わる規定とひとつにして、新たな条文（第25A条）を設けることを提案している。これは、障害者権利条約第26条を基礎にした条文であるとされている。また、現行第66条の内容がまったく変わることに

ともない、新たな第66条として、障害者年金制度の設置について提案している。これと同じく社会保障のカテゴリーでは、第68条の失業手当について「その経済的能力と発展の限りにおいて」という文言を削除することが求められている。

さらに、障害者国家基金 (National Fund for Persons with Disabilities) を設置する規定を設けることが提案されている。これは、最高裁のインド銀行協会判決<sup>14)</sup>にて判示された内容を実施するためのものと説明されている。

このほか、新規の第70A条として、障害関連問題についての意識化を進めることが提案されている。これは、障害者権利条約の第8条にもとづくものとされている。また、新規の第70B条では、障害者権利条約の第30条にもとづいて、「障害者自身の利益のみならず、社会に豊かさをもたらすために」レクリエーション面での支援を行うことが提案されている。

### 3. 1995年障害者法に対する批判

1995年障害者法に対する批判のひとつには、制定後改正がなされていない点があった。前節において論点ごとに概観した改正案は、同法改正への一歩ということができる。この改正項目が100以上に及ぶ大規模な案については、現在 NGO 側で意見集約が進められており、今後改正へと動く可能性は高いと考えられる<sup>15)</sup>。また、2010年3月までに、デリー、コルカタなどで法改正にかかわる諮問会議が開催されている<sup>16)</sup>。改正が求められてきた1995年障害者法であるが、改正の必要性は、同法の執行面と規定の内容自体からとの両面で提示されてきた。

森 [2006: 21] は、1995年障害者法について、実施が十分になされていない点に問題があるとしている。具体的には、法律の実施にかかわる権限が十分に担当者に付与されていないこと、業務のなかで障害分野の優先度が低いこと、官僚制の硬直性をその理由として挙げている。この点については、第11次5カ年計画のなかでも、1995年障害者法の執行が十分になされていない

ことが課題とされ、その解決のために必要な方策として、関係する省庁の権限の明確化、関係する省庁による詳細な規則やガイドラインの制定、社会正義・エンパワーメント省の「障害部」(Disability Division)を「障害局」(Department of Disability)に格上げすること、CCPD および各州のCPDをより独立した機関とし、その勧告が国に対して拘束力をもつようにすることなどが挙げられていることともつながるものである<sup>17)</sup>。

今回提示された改正案では、CCCの改編によってより関係者の関与を拡大したり、また、CCPDの職務や地位をより詳細に定め、権限を明確にしたりする方向性が探られている。しかし、それらの方策が現場の担当者レベルでの職務遂行に影響するのか、すなわち法律の執行をどれほど担保することになるのか、慎重な検討が必要であろう。なお、森が挙げた、1995年障害者法の問題点の背景にある、政府とNGOの関係については、改正案のなかで当事者団体などがより容易に団体結成しうるように規定した条文によって、関係の改善も可能であるかと思われる。なお、同様に問題点の背景としていた、罰則規定がないことについては、今回提示された改正案のなかでもとくに提案がなされていない。

また、Jain [2004]も、アメリカの障害者法と比較しつつ、1995年インド障害者法の問題点として、法の執行にあたってガイドラインが出されていないこと、同法の執行を監督するシステムが不十分であること、アフーマティブ・アクションのプログラムにおいて、法令遵守が十分になされていないことなどを挙げている。ただし、最後の点については、1995年障害者法のみの問題とはいえ、政府全体にかかわる効率的な行政の執行という点とつながるものであると考えられる。いずれにしてもこれらの点についての改善が、同法改正のなかでいかなる議論のもとでなされるのか、注目される。

規定面での不十分な点としては、改正案でも取り上げられてきたように、障害の種類が限定されていたこと、複数の条文に盛り込まれていた「経済的能力」による留保規定の存在などが挙げられてきた。これらの内容は、1995年障害者法の執行に際して重要なポイントとなる部分であることから、改正



後の当該規定の取り扱いが注目されるところである。

1995年障害者法は、障害者の法的権利確立にあたって重要な役割を果たしているものであるが、同時にその改正も必要とされてきた。このように法令の整備による障害者の法的権利のさらなる確立は不可欠であるが、同法をもとにこれまで司法的または準司法的手続きを通じて積み重ねられてきた、権利の確立および救済も重要である。次節では、司法、準司法的手続きを通じたこれまでの権利確立の状況について、概観する。

### 第3節 司法および準司法手続きによる救済

障害者の問題に限らず、法令を制定するのみでは権利の確立が成し遂げられるわけではなく、これを執行することで初めて権利が具体化され、さらに権利侵害に対する救済を通じて、当該権利の強化へとつながると考えられる。とくにインドでは裁判所の果たす役割は大きく、これまで判決や裁判所の命令を通じて人権の救済がなされた例は少なくない。前述の通り、障害者の法的権利の確立にあたっては、裁判所を通じた司法的手続きあるいはCCPDを通じた準司法的手続きにもとづく権利侵害の救済が、その後の障害者全体にかかわる法的権利の確立につながるといえよう。本節では障害者の法的権利が保護されてきた具体的事例を概観し、これをふまえて司法的手続きおよび準司法的手続きの現状について、当事者の意見をもとに考察する。具体的事例についてみる前に、それぞれの手続きについて概要を紹介する。

#### 1. 司法および準司法手続きの概要

##### (1) 司法手続きによる権利救済

1995年障害者法に限らず、障害者に対して法的権利を付与した法令にかかわらず、その権利が侵害されたときに救済を求めるとき、司法的救済、すなわ

ち裁判所を通じて救済を求める方法と、準司法的救済、すなわち本章で取り上げる障害者担当チーフ・コミッショナー事務所を通じて救済を求める方法とがある。本節では、これらの方法により障害者の権利確立につながり、または障害者の権利救済につながった事例を検討し、それぞれの方法による権利救済の可能性と課題を考えたい。それぞれの具体例をみる前に、手続きについて概観する。

裁判を通じての権利救済という点では、とくに注目されるのが、憲法第32条および第226条に定められた令状訴訟を基礎とする公益訴訟によるものである。公益訴訟についてはすでに多くの論考にて紹介されているところのものであるが、その特徴をいくつか挙げれば、第1に原告適格の緩和がある。たとえば権利侵害を受けている当事者が訴訟を提起し、権利の救済を求めるのが本来の対審構造であるが、公益訴訟においては原告適格を広く認め、実際に権利侵害を受けていない第三者であっても、訴訟を提起することができるというものである。第2に、訴訟提起の手続きが緩和され、書簡を裁判官に送るなどすることで訴訟を提起したと認められるケースもあるというものである。第3に、裁判所が「職権により」調査委員会を任命するなどして、積極的に訴訟指揮をすること、そして、訴訟の終結にあたっても中間的な命令を出して継続的に監督しつつ、当事者のみならず第三者にも効力の及ぶような命令を出すなどの手法をとることなどがある<sup>18)</sup>。

障害者の権利救済のために訴訟が提起された場合においても、この公益訴訟の枠組みで多くの訴訟が提起されてきている。

## (2) 準司法手続き—— CCPD への不服申立て——

障害者担当チーフ・コミッショナーに対する不服申立ては、裁判とは異なる手続きで行われる。身の回りで起こった事例に対する不服申立ての場合は、各州のコミッショナーに申し立てることが勧められている。これに対して、連邦政府と関わりのある事例に関しては、チーフ・コミッショナーに申立てを行うことになる。

申立ての手続きを定めた1995年障害者法規則42によれば、次の通りになされる。まず、自ら、または代理の人がチーフ・コミッショナー事務所を訪れるか、あるいは書留またはE-mailで申立てを行う。申立てに際しては、申立人の氏名、肩書きおよび住所に加え、訴えの相手方の氏名、肩書きおよび住所（可能な限り）や、申立てにかかわる事実とこれが発生した場所、申立ての事実を補強する書類、申立人が求める救済について示す必要がある。

申立てがなされた場合に、チーフ・コミッショナーは相手方にこれを伝え、その説明を原則として30日以内に提出するよう求める。その後聴聞を行う。これには、当事者またはその代理人は出席しなければならない。もしも申立人側が欠席した場合には、チーフ・コミッショナーは申立てを棄却するか、あるいは是々非々で判断することになる。相手方が欠席した場合には、1995年障害者法第63条にもとづき、相手方の出席を促すために必要な手段を講じることができる。この聴聞を通して、チーフ・コミッショナーは決定を行うこととなるが、必要に応じて、一方からの聞き取りにもとづいて処分することができる。

以上のように比較的簡便な手続きによって申立てを行うことができる。また、CCPD事務所に申立てを行うのではなく、CCPDから地方に出向いて申立ての受理を行う、移動審判（mobile court）も実施されている。このことから、受理件数も1998年度の開始以降、増加してきている。たとえば、1998年度には受理件数が65件、処理件数は12件であったが、2006年度には受理件数1942件（うち移動審判366件）、処理件数1767件、2007年度には受理件数5119件（うち移動審判3941件）、処理件数4621件、2008年度には受理件数4752件（うち移動審判3591件）、処理件数4694件を数えている<sup>19)</sup>。特筆すべきは移動審判における受理件数の多さで、地方において権利侵害事例が潜在的に多く存在していることをうかがわせる。

CCPDの機能に関連して注目すべきなのは、職権により自ら問題を取り上げ、解決をはかることもできることである（Suo MotoまたはSuo Motuケースという）。これは、CCPDの事務所職員が新聞紙上などに掲載された公務へ

の採用情報（広告など）を精査し、その募集要項に障害者への留保などが記載されていない場合、募集担当者に連絡し、問題点の解決をはかるというものである。統計では申立てにもとづき受理されたケースと、職権により取り上げられたケースとの件数の違いについてはあきらかではないが、CCPDで処理された事例を集めた判例集について検討した浅野 [2010]によると、記録が掲載されている事例については、申立てにもとづく事例が全体の約49%、職権により取り上げられた事例が約51%で、ほとんど違いはみられない。もっとも、副チーフ・コミッショナーであるダーリヤル (T.D.Dhariyal) 氏によれば、CCPDの活動開始当初に比べると職権により取り上げる事例は減少しているとのことである。確かに2008年度において、雇用に関する事例で職権により取り上げた件数は152件、教育に関する事例で職権により取り上げた件数は6件にとどまる。前述のとおり2008年度の受理件数のうち移動審判によるものを引いた件数は1161件にのぼることを考えると、職権により取り上げられた事例が相対的に少ないことは明らかで、ダーリヤル氏の意見を裏付けるものといえる。

## 2. 具体的事例

### (1) アクセスおよび1995年障害者法施行の問題 (Javed Abidi v. Union of India<sup>20)</sup>)

このケースは、肢体障害があるジャヴィド・アビディ (Javed Abidi) 氏が、インディアン航空機内で席の変更を求められたことに端を発したものである。アビディ氏は、席の変更にあたり、移動のために車椅子の使用を求めたものの、機内にはその準備がなかったため、変更は困難である旨伝えたと、乗務員等との間で押し問答になった。結果的には席の移動を行ったものの、氏はこれを契機に1997年に訴えを提起した。

アビディ氏の訴えの根本は、障害者の完全参加を謳う1995年障害者法が制定されたにもかかわらず、その規定が十分に執行されていないことに問題が

あるということであった。具体的にアビディ氏は、次の点を求めている。

- ・インディアン航空に対し、ただちに各航空機に車椅子の配備を指示すること。
- ・インディアン航空に対し、すべての空港に障害者搭乗設備の設置を指示すること。
- ・インディアン航空に対し、1995年障害者法第2条(i)に定義されているすべての障害者について、50%の割引運賃の適用を指示すること。これは、当時は50%の割引運賃が適用されていたのが視覚障害者のみであったため、この点については差別的であり、憲法第14条により保障されているその他の障害者の基本権(平等権)を侵害しているという理由からである。
- ・連邦政府に対して、1995年障害者法第2条(i)に定める障害者のみを、第3条第2項(i)に定める者<sup>21)</sup>に任命するよう、指示すること。
- ・連邦政府に対し、1995年障害者法第57条に定めるチーフ・コミッショナーおよびコミッショナーをただちに任命するよう指示すること。
- ・連邦政府に対し、1995年障害者法第9条に定める中央執行委員会をただちに組織するよう指示すること。
- ・すべての州に対し、1995年障害者法第13条に定める州調整委員会を組織するよう指示すること。
- ・すべての州政府に対し、1995年障害者法の執行のため、ただちに州執行委員会を組織するよう指示すること。
- ・州政府に対し、1995年障害者法の適正な執行のため、コミッショナーを任命するよう指示すること。

上記の要請からもわかるとおり、当該ケースが提訴された時期まで、1995年障害者法に規定された各種の政府機関、すなわち中央調整委員会や州調整委員会、さらには中央および州の執行委員会、また、チーフ・コミッショナー

一さえも組織あるいは任命されていないという状況にあった。この点について、裁判所から政府への通告に対し、福祉省からの宣誓供述書において、中央政府はCCCの設置を含む1995年障害者法の執行にむけ、手立てを講じることが述べられた。また、複数の州からも、州調整委員会の設置にむけて動く旨の反応があった<sup>22)</sup>。そのため、裁判所としては、この点についてはさらなる指令は不要と判断している。同時に、それらの組織が1995年障害者法の目的の達成に努めることが期待されると付言されている。

インディアン航空に対して求められた各種の施設・器具について、同社は当初、障害者搭乗設備を主要な空港に設置するのは経営的に困難であるとの見方を示していたが、後に供述書において、主要な空港への搭乗設備の配置と、各機への車いすの配備を行うことが示された。したがって、裁判所はこの点についてもさらなる指令の発出は不要と判断した。

割引運賃の問題については、視覚障害者のみならずその他の障害がある者についても、移動を容易にするために必要であるとアビディ氏は主張している。彼は、肢体障害者にとって、長距離を移動するためには鉄道などでは困難があるため、運賃の割引が求められると述べている。これに対して、法務総裁のソラブジー (Soli Sorabjee) は、インディアン航空の代理人として、次のように述べた。すなわち、インディアン航空の経営的状況から、さらに割引を行うことが難しいこと、肢体障害者に対してのみ割引運賃の適用対象を拡大することは差別的な取り扱いとなりうることを主張したのである。

裁判所は両者の意見を聞き、ソラブジー氏の意見にある経営的状況を勘案することの必要性に賛意を示したうえで、1995年障害者法の制定理念を考えるべきであると述べた。すなわち、社会のバリアフリー化を進め、障害者の社会への参加を広げるという理念から考えれば、弱視者や聴覚障害者、精神遅滞の人々に比べると、鉄道やバスでの長距離移動がより困難であるとみられる肢体障害者にとって、割引を受けられるようにすべきであるとの考えが示されている。ただし、すべての障害者に適用されるのではなく、障害の度合いによって決定されるべきとした。そして、障害の度合い80%以上という

基準を設定し、これを超える者については、視覚障害者に対する運賃割引と同様にすべきであると結論づけている。

本判決では、最後に訴訟を提起したアビディ氏に対し、この事例を裁判所に提起したことで、結果的に連邦政府および州政府による1995年障害者法の執行が活性化されたことにふれ、裁判官から感謝の意が示されている。

この訴訟については、割引運賃の設定という具体的な収穫以上に、障害者にとって重要な、1995年障害者法に定められた各種委員会およびチーフ・コミッショナーの設置および任命を促すという結果につながったことに、大きな意義があると思われる。このことは、判決の最後に裁判官が述べていることでもあり、障害者の権利確立に関連して、もっとも重要な判例のひとつといえよう。

(2) 教育 (All Kerala Parents Association of the Hearing Impaired v. State of Kerala and others<sup>23)</sup>)

本判決は、ケーララ高裁の判決に対する上訴として2001年に提起されたケースについてのものである。原告は、1995年障害者法第39条が執行されておらず、政府による教育機関または政府からの補助金を受けている教育機関が、3%の入学枠の留保を行っていないことについて救済を求めた<sup>24)</sup>。同高裁は1995年障害者法の規定を検討し、第39条が同法第6章の「雇用」と題された部分におかれていることから、同条に定める「席」(seats)は「ポスト」を意味すると解釈でき、また、「教育」に関する規定は第5章に収められていることから、教育機関における留保は第39条にもとづいてなされるものではないとした。

しかし最高裁は、法文の表現が明確であるならば、あえて非本質的な事項を用いながら解釈を行う必要はないとし、第39条を雇用についてのみ規定しているものという高裁の解釈は誤りであると示した。これはすなわち、第39条が第6章「雇用」の部分にあることから、留保は雇用関係のみとすることは誤りであると示したということになる。また、すでに第33条において政府

機関などへの採用で留保枠を設けていることから、改めて第39条で雇用関係に限って留保について規定する必要はなく、このことから入学枠についても留保が適用されると判示している。

前述の通り、1995年障害者法上は、高等教育への入学枠にかかわる留保制度は明確には規定されていないため、この訴訟が提起されたものである。そして、この判決が、入学における留保制度について明示したことが、障害者もつ高等教育を受ける権利の拡充に大きな役割を果たしたものとみることができよう。

### (3) 労働条件の保護 (Kunal Singh vs. Union of India and another<sup>(25)</sup>)

上告人は特別捜査局の捜査員として着任したが、業務中に怪我を負い、これが原因で1998年11月20日付けの命令により職務遂行資格を失った。彼はこれに対して当該命令の効力を問う訴訟を提起したが、高裁では棄却された。これについて改めて最高裁に上訴したという事例である。

上告人側代理人は、1995年障害者法の制定理由に照らして、救済を受けるべきであると主張した。これに対し被上告人側代理人は、当該命令の正当性を主張するとともに、1972年連邦公務員年金規則にもとづき、上告人は傷病者年金を受給していること、また、上告人の場合は1995年障害者法にもとづく障害者ではないといえることを述べた。この点について上告人側代理人は、上告人は1995年障害者法第2条に定義される「運動障害」(locomotor disability) であるとし、この点については意見の対立はないとみられた。

裁判所は、1995年障害者法第47条、すなわち障害を負ったことにもとづく不利な労働上の待遇を負わせることを禁じた規定について、上告人は業務により障害を得たことから、第47条の適用対象となると認めた。この第47条は強行法規であり、障害を得た労働者は、勤務可能なポストに配置転換されるか、あるいはその障害の態様からみて勤務しうるポストが空くまで、あるいは退職年齢に達するまで、定員外のポストにおかれる。これらは、被用者を保護する第47条の目的から解釈されるものであると判示した。また、年金



規則は1995年障害者法第47条に優越するものではなく、当該規則にもとづき第47条による保護を否定するものではないとした。

以上の理由から、裁判所は上告人に対する命令を破棄し、第47条にもとづく救済を進めるよう命じている。

上述のとおり、第47条にもとづいて障害者の労働条件の保護を命じた判決であるが、ここからも、労働に対する権利を積極的に保障する姿勢がみられる。

(4) 投票所へのアクセス——参政権の保障 (Disabled Rights Group vs. Union of India and another<sup>(26)</sup>) ——

障害者の当事者団体である「障害者の権利グループ」(Disabled Rights Group: 以下 DRG と略) から最高裁に対し、議員選挙投票所に関する書簡が送られたところ、最高裁がこれをもとに公益訴訟として取り上げた事例である。すなわち、前述の「書簡による管轄」が実行された事例である<sup>(27)</sup>。

DRG は、その書簡において次の4つの事項を求めていた。第1に、投票所に障害者が容易に出入りできるよう、木製のスロープを設置すること、第2に電子投票機に点字表記を付けること、第3に投票所において障害者向けの別の列を設けること、第4に投票所の担当者が障害者の支援を行うようにすること、である。

スロープについて、裁判所は各州選挙管理委員長に対し、都市部の投票所においてスロープを設置することを命令した。2005年には連邦選挙管理委員会からも、各州に対しスロープの設置を指示している。また、電子投票機への点字表記についても導入されており、裁判所はこうした選挙管理委員会の姿勢を評価していた。

しかし、原告側代理人が、連邦選挙管理委員会の指示が地方では徹底されていないことを問題として取り上げ、裁判所は同委員会に対し、これまでの指示が効率的に実施されるよう命令した。

連邦選挙管理委員会はこれを受け、2007年10月に各州および連邦直轄領の

選挙管理官に対し、命令を発している<sup>28)</sup>。これによれば、すでに設置の連絡をしたスロープなどの設備について、見直しをするよう求めている。

また、その他の事項については、連邦選挙管理委員会は次の事項についてとくに注意すべき点として挙げている。すなわち、

- ・投票所の担当者は、身体障害のある投票者が優先して投票所に入ることのできるよう配慮する
- ・車いすで投票所に入ることができるようにする。固定されたスロープがない投票所には、簡易式のスロープを設置する
- ・投票所の担当者に対し、視覚障害者等について投票における介助を認めている1961年選挙実施規則49Nを徹底する
- ・言語・聴覚障害者についても他の障害者と同様に特別な配慮をする

というものである。これらの点については、それぞれの選挙の際に、県選挙管理官が広報するよう、州選挙管理官に求めている。また、上述の設備面の問題以外では、電子投票機での点字表記についても広報するよう求めた。

このように、選挙におけるアクセスという点では、徐々に改善がなされつつあるとみることができる。参政権は民主主義国家においては重要な権利のひとつであるため、これを十分に行使しうるよう努めることは、1995年障害者法のタイトルにもある、「完全参加」につながるものといえることができる。なお、投票所のアクセスについては、前述のアビディ氏も改善がみられると述べている<sup>29)</sup>。

以上、司法手続きを通じて権利救済を求めた事例について概観した。続いてCCPDへの不服申立てにより権利救済を求めた事例をみる。

(5) 昇進差別 (All India Confederation of the Blind and Others vs. Punjab National Bank<sup>30)</sup>)

全インド視覚障害者連盟 (AICB) および速記者が、パンジャブ・ナシヨ

ナル銀行に対して権利救済を求め、1999年にCCPDに申立てを行った事例である。申立人が求めたことは、視覚障害者にもキャリア向上の機会を平等に設けること、障害者、とくに視覚障害者に差別的な勤務上のルールを排除すること、採用や昇進のための試験にあたって、平等な機会を与えることを定めた1995年障害者法の規定を実行することなどであった。

前述の通り、1995年障害者法によれば昇進に際して障害を理由に差別することは認められないとされている。申立人は、銀行側は障害者がJMG-Scale I (Junior Management Grade I)<sup>31</sup>へ昇進することを妨げていると申立てにおいて主張した。これに対し銀行側は、彼らが昇進試験を受けられなかったのは障害のみが理由ではなかったこと、事務職レベルから管理職レベルへの昇進については労働者団体との合意にもとづくことになっているが、1990年7月および1998年10月の合意によれば、銀行の医官などにより恒久的に身体的または精神的な障害があると認められたとき、昇進の対象とはならないとされていること、さらに、JMG職は金銭的取引を取り扱うもので、視覚障害者に委ねることは、公共、銀行、そして視覚障害者自身にとっても利益がないとまで主張した。

このような銀行側からの反応は満足の数々とはいえなかったので、1999年8月に聴聞が行われた。申立人側は、銀行が政府からの1995年障害者法第33条、第47条の適用除外を受けていなかったことを明らかにし、また、銀行側の態度は平等の概念に反しており、差別的であることを主張した。これに対し、銀行は当初、諸々の理由から視覚障害者が当該ポストに就くことは不相当と主張してきたが、後に政府の指導に沿って就業規則を改正することを確約した。

上述の一連の流れをふまえて、CCPDは1999年8月に命令を発した。それは、労働者団体との合意内容については、2カ月以内に修正をすること、また、1995年障害者法の規定と抵触する内容については廃すること、障害者、とくに視覚障害者や弱視者については、経験や資格、試験結果などにもとづいて適当な職に就かせ、あるいは昇進させるべきことなどを内容とするもの

であった。

この事例は、CCPDに申し立てられたもののなかで、障害者の権利が保護される方向で結論が得られた事例である。司法手続きとは異なり、拘束力のないCCPDによる紛争解決によってでも、権利救済がなされうることを示した例ということができる。

以上のように、司法手続きおよび準司法手続きを通じて、障害者の権利保護がなされてきた事例をいくつか概観した。単に権利保護法が制定されるのみならず、これをもとに権利保障の動きが起きなければ、その法律が制定された意義は半ば達成されたところということになる。前述の事例は、障害者の権利確立、権利保護がある程度達せられた事例であるが、すべてのケースにおいて、司法・準司法手続きをとったとしても権利救済にいたるとは限らない。そのことが、各種手続きに対する批判へとつながっている。そこで、これらの手続きの意義を考察するとともに、その問題点を概観しておきたい。

### 3. 司法・準司法手続きの意義と課題

インドにおける司法の、最大の課題は訴訟の滞留である。2009年8月に開催された高等裁判所長官会議でも、その決議のなかで、迅速な司法の実現のためにそれぞれの機関が工程表を作成するなどして分析を行うことが挙げられており、2009年11月末の段階で、最高裁に係属中のケースのみで5万4106件にもものぼっている<sup>82</sup>。

この司法の抱える課題が、障害者の権利救済にも影響を及ぼす。AICBのアネージャ（Dr. Anil Aneja）氏は、裁判所の問題点は、訴訟にあたって、結論が出るまで長期間かかるというところにあると述べた。たとえ公益訴訟の枠組みを用いて訴訟を提起したとしても、場合によっては判決が出るまでに長期間かかる可能性があるということである。

しかし、裁判所が障害の問題を取り上げ、何らかの命令を発したり、判決を出したりすることは、その個別の事例における救済のみならず、社会全体

に対してこの問題を取り扱うことの必要性を訴えることにつながっており、司法のもつ役割は過小評価されるべきものではない。したがって、弁護士や人権団体から構成される NGO である「人権法ネットワーク」(Human Rights Law Network: 略称 HRLN) が、その重要な活動として裁判官向けの研修活動を行っているのは、裁判所が果たす役割の大きさを評価しているからということができよう。実際、HRLN のラトゥリ (Rajive Raturi) 氏によれば、司法手続きによる権利の救済に関しては、裁判官個人の感性にもとづくところが大きいということから、研修活動を行っているということである<sup>33</sup>。

CCPD への申立て制度については、当事者団体の間でも意見が分かれた。前述のアビディ氏は、CCPD が発する命令は拘束力がないことから、軽く扱われていると述べ、また、上述のラトゥリ氏は、CCPD の職員は政府の官僚であり、政府の問題を取り上げることにはなかなか腰を上げないという問題点があるとしている<sup>34</sup>。

これに対して、前述のアネージャ氏は、CCPD への申立ては簡便かつ迅速に進められる手続きであるという点で、これを評価している。しかし、アビディ氏と同様、たとえ命令の内容が良くとも、それに拘束力がないことについては問題があるとしている<sup>35</sup>。

以上のように、裁判所を通じての権利救済にしても、CCPD のような準司法機関を通じての権利救済にしても、それぞれ長所もあれば短所もある。裁判所を通じての場合は、時間や費用がかかる可能性が高いが、規範形成力を期待することができる。これに対して、CCPD に対する申立ての場合は、発する命令に拘束力はないものの、比較的簡便に手続きを行うことができる。とくに、地方での出張審判で多くの申立てがなされていることを考えると、CCPD に申し立てるべき問題にふれている住民が相当数存在することを示しているといえよう。

## おわりに

インドにおける障害者の権利確立にあたって、もっとも重要な法令である1995年障害者法を中心に、権利確立の動きを概観した。1995年障害者法は、その実効性の面で不十分さが指摘されたほか、内容面での問題から、改正の必要性もまた主張されてきた。

1995年障害者法改正に関しては、障害者権利条約との整合性をもたせることがひとつの要因とされてきた。いわば、インドにおける障害者の権利確立という観点からすれば、より進展が望まれうるということになる。しかし、当事者団体からは、政府の提出する改正案に対し、その不十分さを指摘する声が上がっている。前述のアビディ氏は、「法の改正ではなく、障害者権利条約を基礎に新しい法を制定するくらいでなければならない」と述べている。こうした意見をもとに、当事者団体で改正案に対して討議するワーキンググループが設けられ、議論がさらに深められつつある。こうした活動が起点となって1995年障害者法の改正を契機に、障害者の法的権利について、当事者の意向がより反映されたものになることが期待される。

1995年障害者法を基礎に、障害者の権利保護あるいは権利救済を行ってきた事例が、さまざまな判例や申立てのケースに表れている。本章で取り上げたケースは、すべて障害者の権利を尊重するかたちで判断がなされたものばかりではあるが、いかなる問題について、いかなる議論のもとに、裁判所などが法的権利を認めてきたのかを知ることができる。そして、いずれの判例からもわかることは、これらの判例が1995年障害者法の内容を具体化し、また、補強することにつながっているということである。すなわち、さまざまな判例の集積が権利の確立につながっているということが、障害者を対象としても明らかであるといえよう。

したがって、今後はさらに、とくに事例の多い雇用や公務の分野と、教育の分野について、判例の検討を行い、これらの分野でいかに障害者の権利保

護が進展しているかを継続的にみていきたいと考える。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) インド憲法第41条では、「国は、その経済力及び経済発展の段階に応じて、労働及び教育の権利並びに失業、老齢、疾病、身体障害またはその他の困窮状態にある者の公的扶助に対する権利を保障するのに有効な規定を設けなければならない」としている。本条は第4編「国家政策の指導原則」のなかにおかれ、裁判により強行されない。孝忠・浅野 [2006]。
- (2) 2009年9月4日現在の改正法案の法文について、社会正義・エンパワーメント省のウェブサイトに公開されている (<http://socialjustice.nic.in/pdf/dpwduct.pdf> 2010年1月10日アクセス)。
- (3) インドにおける障害者数などの詳細については、浅野 [2009a] など参照。
- (4) 障害の程度に応じて、パーセント表示によってその軽重を示している。パーセント表示が大きくなれば、障害の程度も重くなる。たとえば、腕の切断についてみれば、肩の部分での切断が90%、肘の部分での切断が75%というように、障害の内容ごとに詳細に定められている。Subrahmanyam [2007] 参照。
- (5) なお、憲法第21A条は、国は6歳から14歳までのすべての児童に無償の義務教育を実施しなければならない旨を定めている。
- (6) <http://www.nimhindia.org/appndx12.html> による (2009年12月20日アクセス)。
- (7) *Hindustan Times*, 2009年8月4日。また、Abidi [2009] 参照。
- (8) 正確には、「政府による教育機関および政府からの補助金を受けている教育機関」とされている。
- (9) 大学講師（語学講師）については、身体的条件として、「座ること、見ること、立つこと、コミュニケーション、かがむこと、歩くこと」が挙げられているが、留保されている障害者のカテゴリーとしては、「片腕、片足、両足、全盲、弱視」が挙げられている。
- (10) <http://ncpedp.org/access/acc-success.htm> による (2009年12月20日アクセス)。記事によると、「メトロ・ヘルパー」と呼ばれる人々が駅に常駐し、支援を行う。
- (11) 8月の時点でジャヴィド・アビディ氏から入手した資料では、規定は事業者に向けてのものであったので、改正案についても変更がなされてきたことがわかる。
- (12) 後述（第3項2. (5)）のパンジャブ・ナショナル銀行の事例のほか、近年のものでいえば、Anand Singh Jeena vs. The Chief Commissioner of Income Tax, (2006) CCDJ 466などが挙げられる。浅野 [2010] 参照。

- (13) 刑法第193条は偽証したものに対する罰則にかかわる規定、同第228条は審理における公務員に対する妨害等、刑事訴訟法第195条は公務員に対する職権侮辱罪等、同第26章は裁判の運営を妨害する犯罪に関する規定となっている。鈴木 [1993] 参照。
- (14) AIR 2004 SC 2615。
- (15) アビディ氏への聞き取りによる (2009年 8月12日実施)。
- (16) <http://www.infochangeindia.org/index2> を参照のこと (2010年 4月18日アクセス)。
- (17) 第11次 5カ年計画第6章, 6-172から6-187参照。
- (18) 詳細については、浅野 [2009b], 孝忠 [2005], 佐藤 [2001] などを参照のこと。
- (19) 統計上、移動審判での処理件数は受理件数と一致している。
- (20) (1999) 1 SCC 467。
- (21) 中央調整委員会のメンバーのうち、中央政府により任命される、障害者の利益代表3人を指す。
- (22) 州調整委員会については、州および連邦直轄領合わせて35のうち、2002年の段階で24の州および連邦直轄領に設置されていた。しかし、現在ではすでにすべての州に設置されているとされる。Rajalakshmi [2002] 参照。
- (23) (2002) 7 SCALE 198。
- (24) 第39条については、第2節2.(3)を参照のこと。
- (25) AIR 2003 SC 1623。
- (26) WP (Civil) No. 187 of 2004。
- (27) なお、Disabled Rights Group は、2004年の下院選挙を前にして、選挙管理委員会に対し、障害者の投票所へのアクセスを可能にするよう要望を提出するなどしていた。*Disability News and Information Services*, vol. 2, No. 7, 2004。
- (28) No. 509/110/2004-JS-I。
- (29) 前掲(注8)に同じ(2009年 8月11日聞き取り)。また、*The Hindu*, 2009年 4月7日を参照。
- (30) (1999) CCDJ 29 (Case No.3 of 1999)。
- (31) 銀行などにおけるもっとも下位の管理職ポストを指す。
- (32) 最高裁ウェブサイト ([http://www.supremecourtindia.nic.in/new\\_s/pending\\_stat.htm](http://www.supremecourtindia.nic.in/new_s/pending_stat.htm)) より (2010年 1月10日アクセス)。
- (33) ただし、「研修」(training) とすると裁判官の自尊心を傷つけかねないところから、「コロキウム」という名称で開催しているということであった。HRLN 事務所での聞き取りによる (2009年 8月11日実施)。
- (34) それぞれ2009年 8月11日および12日に実施した聞き取りによる。
- (35) AICB での聞き取りによる (2009年 8月10日実施)。



〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 浅野直之 [2009a] 「インドにおける障害者と法——1995年インド障害者法の概観——」（小林昌之編「開発途上国の障害者と法——法的権利の確立の観点から——」調査研究報告書 アジア経済研究所 113-124ページ）。
- [2009b] 「公益訴訟の展開と憲法解釈からみるインド司法の現在——その他後進階級にかかわるタートル判決をもとに——」（近藤則夫編『インド民主主義体制のゆくえ——挑戦と変容——』アジア経済研究所 123-154ページ）。
- [2010] 「インドにおける障害者チーフ・コミッショナー事務所が処理した不服申立て等の事例について」（『大阪大谷大学紀要』第44号 184-200ページ）。
- 孝忠延夫 [2005] 『インド憲法とマイノリティ』法律文化社。
- 孝忠延夫・浅野直之 [2006] 『インドの憲法——21世紀の「国民国家」の将来像——』関西大学出版部。
- 佐藤創 [2001] 「『現代型訴訟』としてのインド公益訴訟」(I) (II) (『アジア経済』第42巻第6号 6月 2-25ページ, 第42巻7号 7月 18-36ページ）。
- 鈴木教司 [1993] 『インド刑事訴訟法典』青葉図書。
- 森壮也 [2006] 「一九九五年障害者法と当事者運動」（『アジア研ワールド・トレンド』第135号 20-24ページ）。

〈外国語文献〉

- Abidi, Javed [2009] “Whose Right to Education?: The Disabled Have Been Criminally Forgotten in the Bill,” *Indian Express*, August 3.
- Banerjee, G [n.d.] *Disability and the Law*, Delhi: Commercial Law Publishers.
- Dhanda, Amita [2002] “According Reality to Disability Rights: Role of Judiciary” in Verma and Srtivastava eds. [2002], pp. 90-102.
- Government of India [2005] *Judgments on Disability Issues Case Digest, 2005*, Office of the Chief Commissioner for the Persons with Disabilities, New Delhi: Ministry of Social Justice and Empowerment.
- [2008] *Office of the Chief Commissioner for the Persons with Disabilities Case Law Reporter*, vol. I-III, Office of the Chief Commissioner for the Persons with Disabilities, New Delhi: Ministry of Social Justice and Empowerment.
- Jain, Saurabh [2004] “Where Does Indian Disability Law Stand in the Present International Scenario?” in Practical Lawyer Web journal ([http:// www.ebc-india.com/lawyer/articles/847.htm](http://www.ebc-india.com/lawyer/articles/847.htm)).

- Ministry of Social Justice and Empowerment [2008] *Annual Report 2007-2008*, New Delhi.
- Mohit, Anuradha [2002] "Rights of the Disabled," *Journal of the National Human Rights Commission*, (1), pp. 160-197.
- National Human Rights Commission [2005] *Disability Manual 2005*, New Delhi: National Human Rights Commission.
- Ollapally, L., and Maryanne Thomas [2008] "New Law, Old Flavour," *Combat Law*, 7(1) January-February.
- Pandey, S., Priyanka Chirimar, and Deepika D'souza [2005] *Disability and the Law*, New Delhi: Human Rights Law Network.
- Rajalakshmi, T.K. [2002] "A Law on Paper," *Frontline*, 19(07), Mar. 30 - Apr. 12 (<http://www.hinduonnet.com/fline/fl1907/19070850.htm> 2010年4月25日アクセス).
- Subrahmanyam, B.V. [2007] *Human Disability Evaluation: Personal Injuries Principles, Practice and Law*, Allahabad: Law Publishers.
- Universal Law Publishing [2008] *Universal's Criminal Manual*, Delhi: Universal Law Publishing.
- Verma, S.K., and S.C. Srivastava eds. [2002] *Rights of Persons with Disabilities*, New Delhi: Indian Law Institute.
- Wadehra, B.L. [2009] *Public Interest Litigation: A Handbook*, Second Edition, Delhi: Universal Law Publishing.

〈ウェブサイト〉

- インド最高裁判所 <http://www.supremecourtfindia.nic.in/>
- 障害者チーフ・コミッショナー事務所 <http://ccdisabilities.nic.in/>
- 全インド視覚障害者連盟 <http://www.aicb.org.in/home.htm>
- 第11次5カ年計画（第6章） [http://planningcommission.gov.in/plans/planrel/fiveyr/11th/11\\_v1/11v1\\_ch6.pdf](http://planningcommission.gov.in/plans/planrel/fiveyr/11th/11_v1/11v1_ch6.pdf)
- Human Rights Law Network <http://www.hrln.org/>
- JUDIS（判例検索システム） <http://judis.nic.in/supremecourt/chejudis.asp>
- National Centre for Promotion of Employment for Disabled People (NCPEDP) <http://ncpedp.org/>